

## ■被扶養者の方への所得証明書に関するお知らせ■

平成24年11月1日から被扶養者の方へ発行する「所得証明書」及び「所得課税証明書」の“合計所得金額”欄の表示が下記のとおり変わりました。

【例：所得証明書（注：所得課税証明書の場合も同様です。）】

The image shows two versions of a 'Municipal Resident Income Certificate' (市県民税所得証明書). The left version shows the '平成23年分 合計所得金額' (Total Income for Heisei 23) as '¥0'. The right version shows it as '\*\*\*\*\*'. A red arrow labeled '拡大' (Magnify) points to the change. Below the forms, a summary box shows the transition from '平成23年分 合計所得金額 ¥0' to '平成23年分 合計所得金額 \*\*\*\*\*'.

●上記のとおり、所得金額欄の表示が「¥0」から「\*\*\*\*\* (アスタリスク)」と変わります。

提出先によっては、アスタリスク表示では不可とされ、所得金額の表示が必要となる場合があります。その際は申告をしていただく必要がございますので、あらかじめ提出先にご確認をお願いします。

所得金額の表示が必要となる場合は、本庁 税務課 市民税係（本庁1階）で申告をされた上で、証明書発行の手続きをお願いします。

なお、すでにアスタリスク表示の証明書の交付を受けており、所得金額表示の証明書へ差替が必要となる場合は、交付済の証明書をご持参下さい。

お問合せ先  
 税務課 市民税係（本庁1階）  
 0948-22-5500（内線1058~1061）